

諮詢第190号

答申

第1 審査会の結論

教育委員会が「〇〇公立中学校教諭の生徒への体罰行為について（報告）」、「顛末書（平成24年7月23日付け）」、「体罰報告書（平成25年1月15日付け）」、「本校教諭の体罰に係る報告書」、「顛末書（平成25年4月3日付け）」、「本校職員に対する外部からの指摘について（報告）」、「報告書（平成25年2月4日付け）」について、別表に掲げる部分以外の部分について非開示としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分については開示すべきである。

第2 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成29年7月22日付けで高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。以下「条例」という。）に基づき行った「高知県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）」の開示請求に対して、教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成29年8月3日付け及び平成29年8月4日付けで行った「〇〇公立中学校教諭の生徒への体罰行為について（報告）」、「顛末書（平成24年7月23日付け）」、「体罰報告書（平成25年1月15日付け）」、「本校教諭の体罰に係る報告書」、「顛末書（平成25年4月3日付け）」、「本校職員に対する外部からの指摘について（報告）」、「報告書（平成25年2月4日付け）」（以下「本件公文書」という。）の部分開示決定の取消しを求めるというものである。

第3 実施機関の部分開示決定理由等

実施機関が弁明書及び意見陳述で主張している本件部分開示決定理由等の主な内容は、次のように要約できる。

1 本件公文書について

本件公文書は、平成24年度に教育委員会に提出された県内公立小中学校及び県立高等学校で起きた体罰に関する顛末書及び報告書である。

2 条例第6条第1項第2号該当性について

本件公文書中、非開示とした部分及び理由は次のとおりである。

学校名、施設名、教育長名、校長名、教員名、部活名、大会名、練習試合の場所、氏名、生徒名、市町村名、年齢、家族の状況、教員の勤務状況、練習場所、部活名が推定される記述、文書記号名、学校長印、加害教員名、その他の教員名、加害教員の誕生日、メッセージカードの内容、加害教員の家族構成、部活動の性質、所属科名、所属科名が特定できる技術名及び加害教員の出身校は、被害者である特定の個人を識別できると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第6条第1項第2号に該当し、非開示とした。

上記記載の非開示部分のうち、校長名、学校長印、文書記号、加害教員名、その他

の教員名、所属科名、所属科名が特定できる技術名、練習場所、練習試合の場所、市町村名、教育長名、部活名、部活動の性質、部活名が推定される記述及び大会名は、学校名の特定につながる情報である。学校名が特定できただけでは、体罰を受けた児童生徒までは識別できないかもしれないが、本件開示請求により開示した内容には、当該児童生徒の学年、性別、体罰の日時、場所、態様、家庭状況及び体罰前後の状況等が開示されており、学校名が開示されればこれらの情報と照合することにより被害児童生徒が特定される可能性が高いと考えられる。

また、非開示としたメッセージカードの内容のうち、氏名などの個人が識別される部分を除く部分については、公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれのある情報である。

加害教員の誕生日、家族構成及び出身校については、条例第6条第2号のただし書きに規定される地方公務員の職名、氏名職務の遂行の内容とは別個の独立した個人に関する情報であり、同号に該当する。

2 条例第6条第1項第5号該当性について

本件公文書中、非開示とした印影は、個人の実印などである可能性があり、開示することにより当該個人の財産等の保護に支障が生じるおそれがあることから、条例第6条第1項第5号に該当し、非開示とした。

3 平成29年8月4日付け29高知教特第3号について

平成29年8月4日付け29高知教特第3号による部分開示決定に係る公文書中、開示している学校名、校長名、教職員名等については、平成25年3月高知県議会定例会において損害賠償の額の決定に関する専決処分報告を行い、高知県議会事務局の図書館で閲覧可能な情報であることから開示したものである。

第4 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の主な内容は、次のように要約できる。

本件部分開示決定は、条例並びに平成18年12月22日大阪高等裁判所判決、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決及び平成29年3月2日神戸地方裁判所判決等に照らし、違法な非開示部分を含むものである。

上記諸判決では、学校において加害教師が行った体罰は「職務の遂行に係る情報である」と認定され、「通常他人に知られたくないと思われるもの」や「公にしないことが正当であると認められるもの」といった公務員のプライバシーではないとされている。

次に、条例第6条第1項第2号では、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができると認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」となるものを含む。）」を非開示情報としているが、さらにただし書においてその例外を規定している。ただし書では、「次に掲げる者の職務の遂行に係る情報のうち、当該者の職名及び氏名」とし、地方公務員について、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち「当該者の氏名を公にすることにより、当該者

の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある」場合でなければ、当該公務員等の氏名は開示すべきものと規定している。

また、上記神戸地裁判決では、学校名、校長名、教職員名を公開しても、児童生徒は原則として特定できないとしている。

今回部分開示決定がなされた行政文書の非開示の範囲は個人識別情報を広く超え、学校名、事故発生場所、事故状況時の各種情報、自治体名等々、そもそもおよそ個人を識別しえないと判例が認めた非開示が実施されており不當である。

他方で、本件開示請求に対し、平成 29 年 8 月 4 日付け 29 高知教特第 3 号においてなされた部分開示においては、学校名、校長名、教職員名などは開示されており、非開示部分は裁判例に従った必要最小限と認められる。養護学校の事例で行える開示が、その他の学校では狭められるというのではなく、認められない。

したがって、本件公文書の部分開示決定は、条例及び関連する諸判決等に照らし、違法な非開示部分を大量に含むものであり、取り消されるべきである。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、平成 24 年度に教育委員会に提出された県内公立小中学校及び県立高等学校で起きた体罰事案に関する顛末書及び報告書等である。なお、本件開示請求に係る県立特別支援学校からの体罰事案の報告書については、実施機関が部分開示決定を行っているが、これは本件審査請求の対象とはなっていない。

本件公文書には「〇〇公立中学校教諭の生徒への体罰行為について（報告）」（以下「本件公文書 1」という。）、「顛末書（平成 24 年 7 月 23 日付け）」（以下「本件公文書 2」という。）、「体罰報告書（平成 25 年 1 月 15 日付け）」（以下「本件公文書 3」という。）、「本校教諭の体罰に係る報告書」（以下「本件公文書 4」という。）、「顛末書（平成 25 年 4 月 3 日付け）」（以下「本件公文書 5」という。）、「本校職員に対する外部からの指摘について（報告）」（以下「本件公文書 6」という。）、「報告書（平成 25 年 2 月 4 日付け）」（以下「本件公文書 7」という。）の 7 件の体罰事案の報告書が含まれている。

本件公文書 1 は「市町村教育長の報告書」及び「教諭の顛末書」の 2 通、本件公文書 2 は「校長の報告書」及び「教諭の顛末書」の 2 通、本件公文書 3 は「校長の報告書」及び「教諭の顛末書」の 2 通、本件公文書 4 は「校長の報告書」及び「教諭の顛末書」の 2 通、本件公文書 5 は「校長の報告書」及び「教諭の顛末書」の 2 通、本件公文書 6 は「校長の報告書」、「ソフトボール部保護者会について」、「保護者会と選手一同からのメッセージカード」、「教諭の弁明書」及び「ソフトボール部アンケート結果について」の 5 通、本件公文書 7 は「校長の報告書」及び「教諭の顛末書」 2 通から、それぞれ構成されている。

実施機関は、本件公文書中の非開示部分は条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当すると主張しているので、以下検討する。

2 条例第 6 条第 1 項第 2 号該当性について

条例第 6 条第 1 項第 2 号は、「個人に関する情報」であって、「当該情報に含まれる

氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができると認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、本号ただし書ア～エに該当する場合を除き非開示とすることを定めている。

(1) 本件公文書1について

- ア 本件公文書1中の非開示部分は、中学校名、体罰を受けた生徒（以下「被害生徒」という。）の進学先、施設名、市町村の教育長名、校長名、部活動名、部活動に係る大会名、体罰を行った教員（以下「加害教員」という。）名、市町村教育委員会の職員名、市町村名、地方公共団体の種類、被害生徒の家族の状況及び加害教員の勤務状況である。
- イ 本件公文書1には部活動に関連して起きた2件の体罰の状況とその後の学校及び市町村教育委員会の対応について、被害生徒の家庭状況等も含め詳細な内容が記録されている。

同公文書については、本件開示請求においてすでに被害生徒の学年、性別、体罰の年月日、場所、態様、部活動の活動状況等が開示されており、さらに中学校名まで開示されれば、すでに開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高いと考えられる。

校長名、加害教員名は、「高知県教育関係職員名簿」に勤務先の学校ごとに記載されており、これが開示されれば中学校名が特定されると考えられる。

市町村名については、これが開示されれば、すでに開示されている当該中学校における部活動の活動状況等の情報と照合することにより、中学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

市町村の教育長名については、市町村のホームページなどで公表されているほか、前出の「高知県教育関係職員名簿」に市町村ごとに記載されており、また、市町村教育委員会の職員名についても「高知県教育関係職員名簿」に市町村ごとに記載されていることから、これらが開示されれば市町村名が特定され、中学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

部活動名については、被害生徒の部活動の詳細な活動状況がすでに開示されており、これが開示されれば、被害生徒が特定される可能性が高いと考えられる。

部活動に係る大会名については、当該中学校における部活動の活動状況等がすでに開示されており、これが開示されれば、中学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

加害教員の勤務状況については、すでに開示されている部活動の活動状況や指導の状況等と照合することにより当該教員名が特定でき、中学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

施設名は被害生徒の具体的な生活状況に関わる情報であり、被害生徒が特定される可能性が高い情報であると考えられる。

被害生徒の家族の状況及び進学先は、被害生徒が特定されるか否かに関わらず、被害生徒個人の権利利益を害する情報に該当する。

地方公共団体の種類については、これが開示されたとしても中学校名が特定されるとは考えられない。

したがって、本件公文書1の非開示部分のうち別表に掲げるもの以外の情報は、被害生徒の個人情報であると認められ、条例第6条第1項第2号に該当する。

(2) 本件公文書2について

ア 本件公文書2中の非開示部分は、小学校名、校長名、体罰を受けた児童（以下「被害児童」という。）が学校外で入っているクラブ活動名、加害教員名、委員の職名及び氏名、学校関係者評価委員の氏名、被害児童名、市町村名、市町村の地区名、加害教員の勤務状況並びに校長及び加害教員の個人の印影である。

イ 本件公文書2には、教室で発生した担任による体罰の状況とその後の学校及び市町村教育委員会の対応、被害児童の学校外での状況について詳細に記録されている。

同公文書の記載中、被害児童名が、個人が特定される情報であることは明らかである。また、同公文書については、本件開示請求においてすでに被害児童の学年、性別、体罰の年月日、場所、態様、被害児童が学校外で入っているクラブ活動の活動状況等が開示されており、さらに小学校名まで開示されれば、すでに開示されている情報と照合することにより、被害児童が特定される可能性が高いと考えられる。

校長名、加害教員名及びこれらの者の個人の印影については、(1)で検討したとおり、小学校名が特定される情報である。

加害教員の勤務状況については、当該教員の具体的な職務に関する情報であり、小学校名とともにインターネット上で公開されている情報であることから、これが開示されれば、加害教員が特定でき、小学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

市町村名については、これが開示されれば、すでに開示されている情報と照合することにより、小学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

市町村の地区名については、当該地区にある小学校は1校のみであり、これが開示されれば、小学校名が特定される情報である。

委員の職名については、県内市町村全てに設置されているものであり、これが開示されたとしても市町村名が特定されるとは考えられないが、委員の氏名については、誰でも市町村等に問い合わせれば当該市町村の委員を確認できることから、これが開示されれば、市町村名が特定される情報である。

学校関係者評価委員の氏名については、学校ごとに委員が定まっており、委員名は学校通信等で公表されているほか、誰でも市町村等に問い合わせれば委員が担当する学校名を確認できることから、これが開示されれば、小学校名が特定される情報である。

被害児童が学校外で入っているクラブ活動名については、被害児童が特定されるか否かに関わらず、被害児童個人の権利利益を害する情報に該当する。

したがって、本件公文書2の非開示部分のうち、別表に掲げるもの以外の情報は、被害児童の個人情報であると認められ、条例第6条第1項第2号に該当する。

(3) 本件公文書3について

- ア 本件公文書3中の非開示部分は、中学校名、校長名、部活動名、部活動に係る大会名、練習試合の場所、練習試合の相手校名及びその所在する都道府県名、加害教員名、担任教員名、その他の教員名、市町村教育委員会の職員名、被害生徒名、被害生徒及びその他の生徒の保護者名、市町村名並びに加害教員の個人の印影である。
- イ 本件公文書3には、部活動の練習試合中に発生した体罰の状況とその後の学校の対応について、詳細な内容が記録されている。

同公文書の記載中、被害生徒名並びに被害生徒及びその他の生徒の保護者名が、個人が特定される情報であることは明らかである。また、同公文書については、本件開示請求においてすでに被害生徒の学年、加害教員等の雇用形態、クラス、体罰の年月日、場所、態様、部活動の活動状況等が開示されており、さらに中学校名まで開示されれば、すでに開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高いと考えられる。

校長名及び担任教員名については、(1)で検討したとおり、中学校名が特定される情報である。

加害教員名、加害教員の個人の印影及びその他の教員名については、これらの教員が講師であって、講師の氏名は「高知県教育関係職員名簿」に記載されていないが、学校通信等で公表されているほか、誰でも市町村等に問い合わせれば勤務する学校を確認することができるところから、これが開示されれば、中学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

練習試合の場所、相手校名及び相手校の所在する都道府県名については、当該練習試合の日時がすでに開示されていることから、これが開示されれば中学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

部活動名については、被害生徒の練習試合を含む部活動の詳細な活動状況がすでに開示されており、これが開示されれば、被害生徒が特定される可能性が高いと考えられる。

部活動に係る大会名については、当該中学校における部活動の活動状況等がすでに開示されており、これが開示されれば、中学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

市町村名については、これが開示されたとしても中学校名が特定されるとは考えられない。

市町村教育委員会の職員名については、(1)で検討したとおり「高知県教育関係職員名簿」に記載されており、これが開示されれば市町村名が特定されるが、先に述べたとおり市町村名が特定されたとしても、中学校名が特定されるとは考えられない。

したがって、本件公文書3の非開示部分のうち、別表に掲げるもの以外の情報は、被害生徒及び保護者の個人情報であると認められ、条例第6条第1項第2号に該当する。

(4) 本件公文書4について

- ア 本件公文書4中の非開示部分は、中学校名、学校長印、校長名、市町村の教育長名（前教育長を含む。）、加害教員名及びその年齢、その他の教員名、市町村教育委

員会の職員名、被害生徒及びその他の生徒名、保護者名、被害生徒の所属クラス名、教室名、部活動名及び部活動が推定される記述、部活動に係る大会会場名及び会場の所在市町村名、市町村名、練習試合の相手校名、被害生徒の受験校に係る情報並びに加害教員の個人の印影である。

イ 本件公文書4には、練習試合を含む部活動中及び教室等において発生した体罰の状況とその後の学校及び市町村教育委員会の対応について、詳細な内容が記録されている。

同公文書の記載中、被害生徒名、その他の生徒名及び保護者名が、個人が特定される情報であることは明らかである。また、同公文書については、本件開示請求においてすでに被害生徒の学年、体罰の年月日、場所、態様、被害生徒の部活動での役職や活動状況及び家庭の状況等が開示されており、さらに中学校名や所属クラス名まで開示されれば、すでに開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高いと考えられる。なお、校長印にも中学校名が表示されている。

校長名、加害教員名、加害教員の個人の印影及びその他の教員名については、(1)で検討したとおり中学校名が特定される情報である。

教室名については、中学校ごとに固有の教室名がつけられており、学校通信等で保護者や地域住民に公表されていることから、これが開示されれば中学校名が特定されると考えられる。

市町村名については、これが開示されれば、すでに開示されている情報と照合することにより、中学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

市町村の教育長名及び市町村教育委員会の職員名については、(1)で検討したとおり、これが開示されれば市町村名が特定され、すでに開示されている情報と照合することにより中学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

練習試合の相手校名については、練習試合の日時がすでに開示されていることから、これが開示されれば中学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

被害生徒の受験校に係る情報については、被害生徒が特定されるか否かに関わらず、被害生徒個人の権利利益を害する情報に該当する。

加害教員の年齢については、すでに開示されている教員の赴任時期等の情報と照合することにより当該教員名が特定でき、中学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

部活動名及び部活動が推定される記述については、練習試合や合宿を含む被害生徒の部活動の詳細な活動状況がすでに開示されており、これが開示されれば、被害生徒が特定される可能性が高いと考えられる。

部活動に係る大会会場名及び会場の所在市町村名については、これらの情報から学校所在地が明らかになり、中学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

したがって、本件公文書4の非開示部分は、被害生徒、その他の生徒及び保護者の個人情報であると認められ、条例第6条第1項第2号に該当する。

(5) 本件公文書5について

ア 本件公文書5中の非開示部分は、中学校名、市町村の教育長名、校長名、校長

印、部活動名、部活動が推定される記述、部活動に係る大会名、加害教員名、教頭名、市町村名、加害教員の年齢、加害教員の勤務年数及び担当教科、教員及び市町村教育委員会職員の職名、並びに加害教員の個人の印影である。

イ 本件公文書5には、部活動における体罰の状況とその後の学校及び市町村教育委員会の対応について、詳細な内容が記録されている。同公文書については、本件開示請求においてすでに被害生徒の学年、性別、体罰の年月日、場所、態様、部活動の活動状況等が開示されており、さらに中学校名まで開示されれば、すでに開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高いと考えられる。なお、校長印にも中学校名が表示されている。

校長名、加害教員名、加害教員の個人の印影及び教頭名については、(1)で検討したとおり、これが開示されれば中学校名が特定されると考えられる。

市町村名のうち中学校が所在する市町村名については、これが開示されれば、すでに開示されている情報と照合することにより、中学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

市町村の教育長名については、(1)で検討したとおり、これが開示されれば中学校が所在する市町村名が特定され、すでに開示されている情報と照合することにより、中学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

市町村教育委員会の職員の職名については、当該職名が特定の市町村のみに存在するものであることから、これが開示されれば市町村名が特定され、中学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

部活動名及び部活動が推定される記述については、合宿を含む被害生徒の部活動の詳細な活動状況がすでに開示されており、これが開示されれば、被害生徒が特定される可能性が高いと考えられる。

部活動に係る大会名については、当該中学校における部活動の活動状況等がすでに開示されており、これが開示されれば、中学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

加害教員の年齢、勤務年数及び担当教科については、すでに開示されている部活動の活動状況や指導の状況等と照合することにより当該教員名及び中学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

教員の職名及び市町村名のうち中学校所在市町村以外の市町村名については、これが開示されたとしても、中学校名が特定されるとは考えられない。

したがって、本件公文書5の非開示部分のうち別表に掲げるもの以外の情報は、被害生徒の個人情報であると認められ、条例第6条第1項第2号に該当する。

(6) 本件公文書6について

ア 本件公文書6中の非開示部分は、文書番号、高校名、校長印、加害教員名、その他の教員名、部活動に係る大会名、保護者会の実施日、メッセージカードの内容、部活動の性質及び加害教員の家族構成である。

イ 本件公文書6には、ソフトボール部の指導中に発生した体罰の状況とその後の学校の対応について、詳細な内容が記録されている。同公文書については、本件開示

請求においてすでに部活動名、当該部活動保護者会の場所及び参加者とその概要、体罰の態様、当該部活動の全国大会予選の成績、加害教員の当該部活動の指導年数、当該部活動の選手に対するアンケート結果（11人の現選手名をA～Kの英文字で匿名にしているものの、各選手ごとに体罰に関する具体的な回答内容が記載されている。）等が開示されており、さらに高校名まで開示されれば、すでに開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高いと考えられる。なお、学校長印にも、高校名が表示され、文書番号にも高校名の略称が表示されている。

加害教員名及びその他の教員名については、（1）で検討したとおり、これが開示されれば高校名が特定されると考えられる。

部活動に係る大会名及び部活動の性質については、当該部活動の成績を示す情報であり、いずれも開示されれば、高校名が特定されると考えられる。

保護者会の実施日については、練習試合が行われた日でもあり、練習試合の場所はすでに開示されていることから、これが開示されれば、高校名が特定されると考えられる。

加害教員の家族構成については、職務の遂行に関係のない当該教員の個人情報である。

したがって、本件公文書6中のメッセージカードの内容を除く非開示部分は、被害生徒及び加害教員の個人情報であると認められ、条例第6条第1項第2号に該当する。

また、メッセージカードは、加害教員の誕生日に保護者会と選手一同よりプレゼントされたものであり、メッセージカードの内容については、たとえ氏名などの個人が識別される部分を除いたとしても、公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例第6条第1項第2号に該当する。

（7） 本件公文書7について

- ア 本件公文書7中の非開示部分は、高校名、校長名、加害教員名及びその出身校、その他の教員名並びに被害生徒の所属科名及び所属科名を特定できる技術名である。
- イ 本件公文書7には、学校行事のリハーサル中に発生した体罰の状況とその後の学校の対応について、詳細な内容が記録されている。

同文書については、本件開示請求においてすでに体罰の日時、場所、態様、加害教員の雇用形態等が開示されており、さらに高校名まで開示されれば、すでに開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高いと考えられる。

校長名及びその他の教員名については、（1）で検討したとおり、これが開示されれば、高校名が特定されると考えられる。

加害教員名については、当該教員が講師であって、講師の氏名は「高知県教育関係職員名簿」に記載されていないが、学校通信等で公表されていることから、これが開示されれば、高校名が特定される可能性が高いと考えられる。

被害生徒の所属科名及び所属科名を特定できる技術名については、これが開示されれば、高校名が特定されると考えられる。

加害教員の出身校については、職務の遂行に関係のない当該教員の個人情報である。

したがって、本件公文書 7 の非開示部分のうち別表に掲げるもの以外の情報は、被害生徒及び加害教員の個人情報であると認められ、条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当する。

第 6 結論

当審査会は、本件部分開示決定について以上のとおり検討した結果、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断したので、答申する。

第 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおり。

年 月 日	処理内容
平成 29 年 9 月 14 日	・実施機関から諮問を受けた。
平成 29 年 10 月 2 日	・審査請求人から意見書を受理した。
平成 30 年 6 月 5 日 (平成 30 年度第 1 回第一小委員会)	・諮問の審議を行った。
平成 30 年 7 月 19 日 (平成 30 年度第 2 回第一小委員会)	・実施機関から意見聴取を行った。 ・諮問の審議を行った。
平成 30 年 9 月 7 日 (平成 30 年度第 3 回第一小委員会)	・諮問の審議を行った。
平成 31 年 1 月 30 日 (平成 30 年度第 4 回第一小委員会)	・諮問の審議を行った。
平成 31 年 2 月 15 日 (平成 30 年度第 5 回第一小委員会)	・諮問の審議を行った。
平成 31 年 3 月 26 日 (平成 30 年度第 6 回第一小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和元年 7 月 2 日 (令和元年度公文書開示審査会(第 1 回 全体会))	・諮問の審議を行った。
令和元年 7 月 10 日	・答申を行った。

別 表

	開示すべき部分
本件公文書 1	地方公共団体の種類
本件公文書 2	委員の職名
本件公文書 3	市町村名、市町村教育委員会の職員名
本件公文書 5	教員の職名、市町村名のうち中学校所在市町村以外の市町村名